

外郭団体見直し等の基本方針（概要版）

第 1 趣旨

この方針は、「リフレッシュとくしまプラン」の定めるところにより、外郭団体の設立、見直し等に係る基本的な考え方を明らかにし、団体の健全な運営を図り、以て県民サービスの向上に資することを目的とする。

第 2 対象となる外郭団体

県が出資又は出捐する法人（民法法人、商法法人等）

第 3 一般的留意事項

- （１）新たに外郭団体を設立する際に考慮すべき事項
- （２）「問題解決プラン」の策定・実施状況の第三者機関のチェック等（情報公開）
- （３）政策評価の実施と外郭団体の統廃合、組織機構のスリム化等
- （４）経営悪化時の法的整理を含めた対応
- （５）指定管理者制度（公の施設管理）の導入
- （６）国の公益法人制度改革等への対応

第 4 外郭団体を設立するに当たっての留意事項

1 事前の十分な検討

- （１）外郭団体の設立時の検討事項（必要性、公共性、採算性等）
- （２）PFI等の活用と適切な法人類型の選択（民法法人、商法法人）
- （３）将来にわたる需要予測と事業採択の適否
- （４）外郭団体への出資の考え方と出資責任の範囲（有限責任）
- （５）事業実施に際しての過小資本の回避
- （６）公の施設の管理のための外郭団体設立の制限

2 公的支援のあり方

- （１）外郭団体の自主性の確保と公的支援に際しての考え方
- （２）外郭団体（商法法人）の資金調達方式及び県の損失補償の考え方
- （３）役職員の連帯保証の制限（公人と私人の関係）

3 運営体制

- （１）外郭団体経営者の職務権限や責任の明確化
- （２）役職員の選任及び職員の派遣等

4 議会への説明と住民への情報公開

- （１）外郭団体設立時の説明（妥当性、公的支援の必要性）
- （２）住民に対する広報等

第5 運営の指導監督等に当たっての留意事項

1 監査

(1) 法人監査の適切な実施(商法規定等)

2 定期的な点検評価

(1) 外郭団体の運営に関し政策評価等の実施(団体実施を含む)

(2) 点検評価に際しての留意点

(3) 国施策により設立等が推進された外郭団体の見直し

(4) 「公益法人の設立許可及び指導監督基準」(平成8年9月閣議決定)による指導

(5) 外郭団体における資金管理運用方針の策定

3 議会への説明と住民への情報公開

(1) 外郭団体の経営状況の議会への公表等

(2) 商法、その他の規程に基づく経営状況の公表

(3) 外郭団体の経営状況の県民への公表等

(4) 外郭団体(25%以上出資(出捐))の財務状況の一括公表

第6 経営悪化時の対応に当たっての留意事項

1 経営悪化時における速やかな対応

(1) 経営悪化時の基本的考え方

(2) 外郭団体整理に際しての留意事項(客観性、専門性、公平性、透明性等)

2 経営改善を実施する場合の留意点

(1) 存続に際しての留意事項(幅広い手法の検討)

(2) 存続団体の経営改善策

3 経営の改善が極めて困難とされる場合の留意点

(1) 経営改善困難企業の法的整理の選択並びに責任分担の明確化

(2) 法的整理等手続の円滑化

(3) 債権債務関係の整理に際しての出資者責任の範囲等

(取組状況)

「外郭団体の経営点検等取組み指針(H14.7)」策定

↓

「経営点検評価」を実施(県出資25%以上の42団体)(H14.8~)

↓

「外郭団体の評価結果及び将来の方向性」を公表(H15.10)

(「リフレッシュとくしまプラン」に盛り込む)

(H15~17年度で団体毎に「問題解決プラン」を策定)

↓

「外郭団体見直し等の基本方針(H16.6)」策定

↓

「問題解決プラン」の策定を急ぐと共に、その他の県出資団体についても当方針に沿った運営指導を行う。